

5 派遣労働者の不合理な待遇差解消のための取組状況 【新規調査項目】

(1) 派遣労働者の待遇決定方式

派遣労働者が就業している事業所について、派遣労働者の待遇決定方式（複数回答）をみると、労使協定方式の対象となる派遣労働者を受け入れている事業所が 37.0%、派遣先均等・均衡方式の対象となる派遣労働者を受け入れている事業所が 29.4%となっている。

これを派遣労働者数階級別にみると、派遣労働者を多く受け入れている事業所ほど労使協定方式をとっている派遣労働者を受け入れている割合が高くなっている。（表 8）

表 8 派遣労働者階級、派遣労働者の待遇決定方式別事業所割合

派遣労働者階級	派遣労働者が就業している事業所計 1)	派遣労働者の待遇決定方式（複数回答） (単位：%)		
		派遣先均等・均衡方式 2)	労使協定方式 3)	わからない
総数	100.0	29.4	37.0	32.2
派遣労働者数階級				
100人以上	100.0	30.8	69.6	2.7
30～99人	100.0	21.9	68.7	14.7
10～29人	100.0	23.5	59.1	22.5
5～9人	100.0	36.1	38.8	24.4
1～4人	100.0	29.0	31.0	37.1

注：1) 「派遣労働者が就業している事業所計」には、「派遣労働者の待遇決定方式」不明が含まれる。
 2) 「派遣先均等・均衡方式」とは、派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保のための措置をいう。
 3) 「労使協定方式」とは、一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保のための措置をいう。

(2) 派遣労働者の不合理な待遇格差の解消に必要な情報の提供

派遣労働者が就業している事業所について、派遣労働者の不合理な待遇格差の解消に向けた派遣先労働者の待遇情報及び派遣労働者の派遣先における職務の評価情報の提供について、派遣元事業所から情報の提供が求められ、実際に提供したことがある事業所を提供した情報の種類別にみると、「福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）」が 46.1%と最も高く、次いで「派遣先が行った派遣労働者の職務の評価情報（働きぶりや勤務態度）」が 32.2%、「業務に必要な能力を付与するための教育訓練」が 27.6%となっている（表 9）。

表 9 派遣先労働者の待遇情報及び派遣労働者の派遣先における職務の評価情報に関する派遣元事業所から提供の要望の有無、派遣元事業所への提供の有無別事業所割合

派遣先労働者の待遇情報及び派遣労働者の派遣先における職務の評価情報	派遣労働者が就業している事業所計	提供を求められたことがある	提供の有無		提供を求められなかった	不明
			提供した	提供しなかった		
派遣労働者と同種の業務に従事する労働者の賃金水準	100.0	18.1	16.4	1.7	78.7	3.2
業務に必要な能力を付与するための教育訓練	100.0	27.8	27.6	0.2	69.1	3.1
福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）	100.0	46.5	46.1	0.4	50.5	3.0
派遣先における派遣労働者の職務の評価情報						
成果に関する評価結果	100.0	25.6	25.0	0.7	71.5	2.9
技能や能力向上に関する評価結果	100.0	27.2	25.9	1.3	69.8	2.9
働きぶりや勤務態度に関する評価結果	100.0	33.1	32.2	0.9	64.0	2.9
評価に関するその他の情報	100.0	23.6	22.6	1.0	73.5	2.9
その他の	100.0	4.0	3.9	0.2	72.9	23.0

(3) 派遣料金に関する要望の有無と対応

派遣労働者が就業している事業所について、派遣労働者の不合理な待遇差の解消のため、派遣元から派遣料金に関する要望の有無をみると、「要望があった」が38.0%、「要望がなかった」が60.0%となっている。

要望があった事業所のうち、求めに応じてとった対応（複数回答）をみると、「求めに応じて派遣料金を上げた」が91.4%と大多数の事業所が派遣料金を上げている。

これを派遣労働者数階級別にみると、求めに応じて派遣料金を上げた事業所の割合はいずれの規模においてもおおむね9割を超えている。（表10）

表10 派遣労働者数階級、派遣元事業所からの派遣料金に関する要望の有無及び対応別事業所割合

(単位：%)

派遣労働者数階級	派遣労働者が就業している事業所計	派遣料金に関する配慮の要望の有無					
		要望があった	求めに応じてとった対応（複数回答）			要望がなかった	不明
			求めに応じて派遣料金を上げた	求められたが派遣料金を維持した	求められたため派遣労働者の受け入れをやめた		
総数	100.0	38.0 (100.0)	(91.4)	(20.3)	(1.7)	60.0	2.0
派遣労働者数階級							
100人以上	100.0	52.9 (100.0)	(98.3)	(27.5)	(1.1)	43.8	3.3
30～99人	100.0	61.4 (100.0)	(94.7)	(29.7)	(0.9)	38.0	0.7
10～29人	100.0	58.7 (100.0)	(95.6)	(27.8)	(7.0)	41.1	0.2
5～9人	100.0	51.8 (100.0)	(90.5)	(25.4)	(1.8)	47.7	0.5
1～4人	100.0	30.0 (100.0)	(89.9)	(14.7)	(0.3)	67.3	2.7

注：（ ）は、要望があった事業所を100とした割合である。